

ごみ処理広域化基本構想等
策定業務委託

業務仕様書

平成 31(2019)年 4 月

和 光 市

目 次

1. 総 則.....	3
1.1 業務の目的.....	3
1.2 業務名称.....	3
1.3 履行期間	3
1.4 仕様書の適用.....	3
1.5 業務の内容及び範囲.....	3
1.6 関係法令等.....	3
1.7 資料の貸与.....	4
1.8 秘密の保持.....	4
1.9 関係官公署との協議.....	4
1.10 議事録.....	4
1.11 提出書類.....	4
1.12 管理技術者及び担当技術者.....	4
1.13 工程.....	5
1.14 検査.....	5
1.15 引渡し.....	5
1.16 支払い.....	5
1.17 疑義の解決.....	5
1.18 成果品.....	5
2. 業務内容.....	6
2.1 ごみ処理広域化基本構想策定業務.....	6
2.1.1 構想策定の趣旨.....	6
2.1.2 ごみ処理の実態と方向性.....	6
2.1.3 広域処理の基本方針.....	6
2.1.4 共同処理の事業主体.....	7
2.1.5 施設基本構想.....	7
2.1.6 建設用地の設定と課題の整理.....	7

2.1.7	跡地利用計画.....	8
2.1.8	概算事業費の算出.....	8
2.1.9	財源計画.....	8
2.1.10	事業スケジュール.....	8
2.2	循環型社会形成推進地域計画策定業務.....	8
2.2.1	計画書の作成・取りまとめ.....	9
2.2.2	国及び埼玉県との協議資料の作成.....	9
2.3	ごみ処理広域化協議会運営支援業務.....	9
2.3.1	運営計画の作成.....	9
2.3.2	資料の作成.....	9
2.3.3	協議会への出席と資料説明.....	9
2.3.4	会議録作成.....	9

1. 総 則

1.1 業務の目的

和光市及び隣接する朝霞市（以下「両市」という。）が保有するごみ処理施設においては、現在、一般廃棄物の中間処理を単独で行っているが、両市が保有するごみ焼却処理施設は建設後それぞれ29年、25年が経過し、近年、老朽化による処理能力の低下や維持管理コストが増加していることから、維持保全計画に基づく基幹整備等により延命化を図っている状況であり、厳しい財政事情を踏まえた効率的なシステムを念頭に、循環型社会の形成に寄与する全面的な施設更新に向けた取組みが急務となっている。

一方、埼玉県では環境負荷の低減、リサイクルの推進や熱エネルギーの効率的回収、財政負荷の低減などを目的として、複数の市町村が共同して処理を行う「ごみ処理の広域化」を推進しており、両市においてもこれまで広域化によるごみ処理施設の更新を検討してきた。

このような中で、平成30年8月には、建設用地を和光市内とするごみ焼却処理施設を共同で建設することとした「ごみ広域処理に関する基本合意書」が両市の間で締結され、本枠組に基づき、ごみの広域処理体制の構築に向けた準備を具体的に進めるに至った。

本業務は、基本合意書に定められた「ごみ処理の広域化」を実現するための課題と方策を整理するとともに、広域化を進めるための基本事項について方針を示し、基本構想として取りまとめることを目的とする。

1.2 業務名称

ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託

1.3 履行期間

契約締結日から令和2（2020）年12月27日まで

（平成31（2019）年度～令和2（2020）年度の2カ年度）

1.4 仕様書の適用

本仕様書は、和光市（以下「甲」という。）が計画している「ごみ処理広域化基本構想等策定業務」に適用する。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要と認められる業務については、本仕様書の適用範囲として、受託者（以下「乙」という。）の責任において実施する。

1.5 業務の内容及び範囲

本業務の内容及び範囲については、2.以降による。

1.6 関係法令等

乙は本業務の実施にあたり、下記事項を適用する他、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、通知等を遵守する。

1.7 資料の貸与

本業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査等は原則として乙が行うが、甲が保有する資料については貸与する。乙は貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却する。

1.8 秘密の保持

乙は本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして、中立性を厳守する。

1.9 関係官公署との協議

乙は関係する官公署との協議を必要とするとき、また、協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく甲に報告する。

1.10 議事録

乙は打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成のうえ、速やかに甲に提出し、確認を受けること。

なお、乙は、必要に応じて会議を開催し、業務の進捗状況等について甲と協議を行うこととする。また、会議終了後は速やかに会議録を作成し、甲の承諾を得ることとする。

1.11 提出書類

乙は本業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、甲の承認を受けて実施する。

また、乙は、本業務を円滑に実施できる体制を整備し、業務実施体制表（本業務に関わるすべての要員の所属、氏名、保有する資格等を含む。）を作成し、業務計画書と合わせて甲に提出するものとする。

(1) 着手時

- ① 着手届
- ② 管理技術者届／担当技術者届
- ③ 業務工程表
- ④ 業務計画書

(2) 完了時

- ① 納品書
- ② 成果品一式
- ③ 業務完了通知書
- ④ 請求書

1.12 管理技術者及び担当技術者

乙は専門的な知識を必要とするものについては、十分な経験を有する技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行しなければならない。又、管理技術者及び担当技術者を定め、業務全般

にわたり技術的な管理を行うとともに、社内におけるチェック体制を整え、品質の向上に努めるものとする。なお、管理技術者は、原則として全ての定例打合わせに出席するものとする。

管理技術者及び担当技術者の要件は、実施要領に示すとおりとする。

1.13 工程

乙は本業務の遂行上その工程に変更が生じた場合、ただちに変更工程表を提出し、甲と協議し承認を受ける。なお、乙は、業務の進捗及び品質を確保するため、適切なプロジェクト管理を行い、効率的な業務の実施に努めるものとする。

1.14 検査

乙は、本業務の完了に際し、成果品について甲の検査を受けるものとする。なお、検査完了後であっても、成果品に関して不備・見直しがあった場合、乙の負担において速やかに訂正のうえ、納品すること。

1.15 引渡し

成果品の検査に合格後、成果品を一式納品し、業務の完了とする。

1.16 支払い

甲は、あらかじめ予算に定められた限度額をもって部分払いを行うものとする。なお、部分払いを行う場合、乙はあらかじめ甲と協議したうえで中間報告書を作成し、令和2（2019）年3月15日までに甲の検査を受けるものとする。

1.17 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく甲と協議したうえで、甲の意図を十分に理解し業務を遂行する。

1.18 成果品

乙は、本業務の完了に際し、次の成果品を提出する。なお、成果品の作成及び編集方法等については、あらかじめ甲と協議のうえ作成する。

- | | | |
|---|--------------------------|------|
| ① | ごみ処理広域化基本構想（A4版 レザック製本） | 150部 |
| ② | 同概要版（A4版 レザック製本 20ページ前後） | 300部 |
| ③ | 循環型社会形成推進地域計画（A4版 簡易製本） | 20部 |
| ④ | ごみ処理広域化協議会 議事録（要旨） | 2部 |
| ⑤ | ①～④の電子データ | 2部 |

※ 基本構想及び概要版の作成にあたっては図や表を用いるなど、視覚的な理解しやすさを重視してデザインすること。

※ PDFファイルと合わせて、元データを納品すること。

※ 打ち合わせ議事録及び参考資料等は別冊として取りまとめ、2部納品すること。

2. 業務内容

2.1 ごみ処理広域化基本構想策定業務

基本合意書に定められた「ごみ処理の広域化」を実現するための課題と方策を整理するとともに、以下に掲げる広域化における基本事項について検討を行い、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会¹での協議内容、両市における廃棄物減量等推進審議会²での審議及びパブリックコメントでの意見等を踏まえ、ごみ処理広域化基本構想を策定する。また、構想の策定にあたっては、両市における各種計画等との相互調整を図るとともに、一般廃棄物処理をめぐる今後の社会及び経済情勢を踏まえ、将来にわたる安定的なごみ処理システムの構築を念頭に、検討を進めるものとする。

- ※ ごみ処理広域化基本構想については、令和2年4月の策定を目指す。
- ※ パブリックコメントを令和2年2月に予定しているため、令和元年12月を目途に素案を策定する。
- ※ 令和元年9月及び11月に開催予定の審議会において、基本構想について審議する機会を設けることを踏まえ、各種検討を進めるものとする。

2.1.1 構想策定の趣旨

両市のごみ処理広域化に至る経緯やそれぞれの地域特性（位置、人口及び世帯数の動態、産業動向、土地利用状況など）、ごみ処理施設の現状を両市の一般廃棄物処理基本計画、同実施計画、施設の精密機能検査報告書等を参考として整理する。

また、両市のごみ処理の課題とその解決手段としての広域化の意義を簡潔に示すとともに、本構想の位置付けについて明確にする。

2.1.2 ごみ処理の実態と方向性

両市におけるごみ処理の実態を整理したうえで、将来人口及びごみ処理量等の推計（種類別内訳を含む）を行い、共同処理における計画処理量（目標値）を設定する。また、構想策定過程において政策面の変更（分別区分の変更や有料化など）が見込まれる場合には、それらを考慮する。

さらに、施設基本構想の策定に必要なごみ質の設定を行う。ごみ質の設定に必要な可燃ごみの組成分析結果は両市より提供する。

2.1.3 広域処理の基本方針

両市のごみ処理の実態から課題を整理した上で、広域処理を具体化するために以下の検討を行い、目指すべき方針を示す。

① 広域処理を行う業務範囲の検討（共同処理事務の範囲）

広域で建設する共同処理施設は、「ごみ広域処理に関する基本合意書」に定められた焼却処理施設を基本として、効率的な共同処理体制の構築も視野に入れ、再資源化施設のあり方についても合わせて検討のうえで方向性を示すものとする。

1 両市の市長及び副市長が委員となり、ごみ広域処理に係る方向性を協議する合議体。

2 市長の諮問に応じ、廃棄物の減量及び処理に関する事項を調査及び審議する諮問機関。市の条例により設置され、平成31（2019）年度については「ごみ処理広域化基本構想」について審議を予定している。

- ② ごみの分別区分の見直し等の検討
- ③ 収集運搬方法の検討（搬入量と搬入台数の調査検討を含む）
- ④ その他必要な検討

2.1.4 共同処理の事業主体

事務委託、一部事務組合の設立、既存の事務組合への事務移管等の広域処理を担うための事業主体のあり方について比較検討を行い方向性を示す。また、検討結果については一覧表に整理するとともに、事業主体確定までの事務手続きやスケジュールについて取りまとめるものとする。

なお、事業主体については、関係各所との必要な調整及び手続きを早期に進めていく必要があるため、基本構想の策定に先立ち、速やかに方向性を定めるものとする。

2.1.5 施設基本構想

広域処理の基本方針を踏まえ、共同処理施設の基本構想を策定する。施設基本構想では、基本的に次の内容を取りまとめるものとし、必要となる検討を行う。なお、施設規模の検討については、両市の地域防災計画における被害想定に基づき、災害廃棄物の処理量についても合わせて検討を行うものとする（必ずしも処理能力に付加することを想定するものではない）。

- ① 計画諸元（施設規模、処理対象品目、施設の種類、ごみ質、処理方式）
 - ※ 処理方式については、安定的なごみ処理システムの構築を念頭に、確立された技術と豊富な実績を十分に考慮して、比較検討を行うものとする。
- ② 敷地条件（法規制状況等）
 - ※ 周辺の土地利用や高压線による制約の他、関係法令等を十分調査し、円滑な施設整備に向けた条件整理を行い、各種検討に反映するものとする。
- ③ 公害防止条件
- ④ 電気・機械設備基本構想
 - ※ 地球温暖化などの環境対策として、効率的なエネルギー回収（廃棄物エネルギーの活用）の他、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入についても積極的に検討を行うものとする。
- ⑤ 土木・建築基本構想（外構計画、動線計画、車両搬入出計画を含む）
- ⑥ 余熱利用構想
 - ※ 共同処理施設から発生する廃棄物エネルギー（蒸気エネルギー・発電エネルギー）の効率的な活用方策について検討を行うものとする。
- ⑦ 地域貢献
 - ※ 新たな用地取得が見込まれることから、事業の円滑な推進に向けた地域貢献方策として、環境学習機能の付加、周辺施設との連携体制、周辺環境整備について検討を行い、方策を整理するものとする。
- ⑧ 維持管理・運営（事業手法を含む）

2.1.6 建設用地の設定と課題の整理

施設基本構想に基づく概略の施設計画から、概ねの必要建築面積と敷地面積を求め、これに対応する建設用地の設定と当該用地における課題及び対応方針を整理する。また、

建設用地の設定に当たり、和光市内における適地としての評価についても合わせて取りまとめること。なお、和光市内の旧焼却場用地（市有地）の活用を想定し、検討を行うものとする。

また、建設用地の条件（建ぺい率、容積率、各種の法的規制状況）を調査し、事業の進捗にあわせて必要となる行政手続きを抽出する。さらに、接道要件や敷地内及び周囲の車両動線の他、建設用地における周辺整備の必要性を検討する。また、旧焼却場がある市有地を建設用地に含める場合の、施工手順の他、課題及び対応策についても合わせて検討を行い、方針を示すものとする。

2.1.7 跡地利用計画

両市のごみ処理の現状及び本構想で定める広域処理の枠組みを踏まえ、共同処理施設建設後に用途廃止となる和光市清掃センター及び朝霞市クリーンセンターの跡地利用について検討を行う。

2.1.8 概算事業費の算出

事業に要する概算事業費を算定する。算定は、設計・整備コスト、維持管理・運営コスト、その他関連コスト（既存施設解体コスト、計画支援事業コスト等）を含むものとし、「循環型社会形成推進地域計画」に使用できる内容とする。また、単独処理とのコスト比較も合わせて行い、広域化のメリットを定量的に明示する。

2.1.9 財源計画

両市の実情を踏まえた上で、交付金、起債、一般財源などの財源に係る諸条件を整理し、財源計画を取りまとめる。事業手法による制約や留意点がある場合については、これらも整理するものとする。

2.1.10 事業スケジュール

事業スケジュールは、本構想策定から現在稼働する両市のごみ処理施設の解体に至る一連のスケジュールを作成するものとする。なお、交付金や都市計画等の各種手続きの時期についても全体工程の中で事業が円滑に進められるよう整理し、事業計画の立案及び予算計画の作成に資するものとするため、年度別財源計画についても前項での検討を踏まえ、整理すること。

2.2 循環型社会形成推進地域計画策定業務

ごみ処理広域化基本構想に定める事業計画を実施するにあたり、循環型社会形成推進交付金の申請を目的として、両市の一般廃棄物処理基本計画との整合を図り、循環型社会形成推進地域計画を策定する。なお、当計画は生活排水に係る計画を含まないものとする。

※ 循環型社会形成推進地域計画については、令和2年9月の策定を目指す。

※ 循環型社会形成推進交付金交付要綱等の改正を踏まえた必要な検討を行い、その内容を循環型社会形成推進地域計画に反映させること。

2.2.1 計画書の作成・取りまとめ

両市の循環型社会形成に関して以下の事項を整理し、循環型社会形成推進地域計画を策定する。また、埼玉県環境部資源循環推進課への提出時期は令和2年10月を予定しているため、令和2年9月末日までに、十分事前調整したうえで取りまとめるものとする。

- ① 地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項
- ② 循環型社会形成推進のための現状と目標
- ③ 施策の内容
- ④ 計画のフォローアップと事後評価
- ⑤ 添付資料の作成

なお、ごみの推計及び実績の数値等は、ごみ処理広域化基本構想の推計値を元に最新のデータを反映する。

本計画期間は、原則として5年間とされているが、事業化に向けたスケジュールを十分考慮し、整合を図ったうえで、適切な計画期間を定めるものとする。

2.2.2 国及び埼玉県との協議資料の作成

協議資料は、地域計画に記載した計画対象地域、計画期間、基本的な方向性、処理目標並びにごみ処理のソフト面及びハード面の施策等の記載事項について、地域計画に取りまとめるに至った経過を踏まえ作成するものとする。

2.3 ごみ処理広域化協議会運営支援業務

ごみ処理広域化協議会に係る次の支援を行う。また、協議会の開催は6回程度（四半期ごとに開催：次回は7月）を予定する。

2.3.1 運営計画の作成

平成31（2019）年度中の基本構想策定に向けて、甲が提示する基本スケジュールを踏まえ、ごみ処理広域化協議会の運営スケジュール、議題等の運営計画を作成する。

2.3.2 資料の作成

論点整理及び協議に必要となる資料を作成し、出席者分の配布資料の印刷を行う。

資料については、両市の審議会においても使用できるよう加工しやすい形式とする。

2.3.3 協議会への出席と資料説明

乙は甲の要請に基づき協議会に出席し、必要に応じて資料説明を行うとともに技術的な助言を行うものとする。

2.3.4 会議録作成

乙は、会議後速やかに会議議事録を作成する。